

# 民主党地域主権調査会総会 説明資料

地域主権改革(「国の出先機関の原則廃止」関係)の取組 に対する意見	.....	P1
アクション・プランの着実な推進に向けて	.....	P2
1. ハローワーク	.....	P2
2. 直轄国道・直轄河川	.....	P5
3. 共通課題	.....	P5
4. 広域的实施体制	.....	P6

平成23年8月4日

埼玉県知事 上田清司

## 地域主権改革(「国の出先機関の原則廃止」関係)の取組に対する意見

- 地域主権改革の出発点 = 「二重行政を廃止し、地域のことは地域に任せる」(民主党マニフェスト)
- しかし、地域主権改革をめぐるその後の議論は大幅にトーンダウン。

**ハローワーク** 地方移管せず、国の組織や権限はそのまま国と地方が連携すればよい。 → p2参照

**直轄国道・河川** 東日本大震災の経験を踏まえ、今までどおり国の出先機関で管理すべき。 → p5参照

**共通事務** 府省の自己仕分けがベースとなっており、質・量ともに不十分。 → p5参照

**広域的实施体制** (大規模災害時の対応を引き合いに)地方には任せられない。 → p6参照



「出先機関の原則廃止」の取組は一進一退。政権交代後2年たっても具体的な成果が見えてこない。

### 改革を前に進めるために！

- 省益を守ろうとする府省に任せても、改革は前に進まない。

政治家がリーダーシップを発揮し、国民の利益の観点から「政治主導」で改革を断行すべき。

- 政権交代で何が変わったのか、それを明確に国民に示さなければならない。

そのシンボルとなり得るのが地域主権改革、とりわけ「出先機関の原則廃止」。

# アクション・プランの着実な推進に向けて(個別課題)

## 1. ハローワーク

### ○ ハローワーク地方移管のメリット

- ・利用者サービスをアップ → 県施設や市役所など身近な窓口で職業紹介を行い、利用者ニーズにきめ細かく対応
- ・求職者の生活を丸ごと支援 → 福祉(生活保護や母子・障害者等)の窓口で就労相談や職業紹介も同時に行うなど住民の生活を総合的に支援(p3参照)
- ・行政組織を簡素・効率化 → 国と地方の二重行政を撤廃。また、行政組織の縦割りを越えて他部門から人員を柔軟に配置するなど、より少ない費用でより高い効果を実現。



**まずは41都道府県のハローワーク移管の特区申請を認め、地方移管の「成果と課題」を検証すべき**

- 「国と地方の一体的実施」は既に各地で実施済み。
- アクション・プランの「特区」に「地方移管の特区提案」が含まれることは第10回地域主権戦略会議で確認済み。
- 速やかにハローワークの特区申請を認め、実験的に地方移管してその成果と課題を検証すべき。

〔 地方の特区申請は、各都道府県で1か所程度のハローワークを実験的に移管することを求めるもの  
その上で移管の成果を検証し、「全面移管につなげるのか、国に引き続き残すか」の判断を改めて行おうとするもの 〕

現 状

■生活保護世帯(総数)はこの15年間で2.3倍に増加  
特に稼働能力のある「**その他世帯**」が急増(5.5倍)

【世帯類型別の保護世帯数】

世帯類型	高齢者	母子	傷病障害	その他	全体
H7年度	254,292	52,373	252,688	41,627	600,980
H22年度	603,119	108,740	465,111	227,336	1,404,306
	2.4倍増	2.1倍増	1.8倍増	<b>5.5倍増</b>	<b>2.3倍増</b>

今、必要なのは…

生活保護に陥らせない、生活保護から自立させる「支援」

- ①生活保護に陥る前の「ボーダーライン層」の就労支援強化
- ②稼働能力のある受給者の就労支援強化

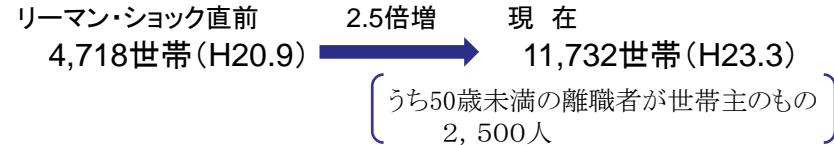
自立・就労を促進し、生活保護費を削減

若者就労支援のコストは1人当たり約3万円。一方、生活保護を受ける場合、年間約170万円が必要。(埼玉県試算)

埼玉県の取組事例

生活保護受給者に対する就労支援

■リーマンショック後の景気の急激な悪化を背景に、64歳以下で病気・障害もない「**就労可能な世帯**」の生活保護受給が急増。



職業訓練支援員(43名)を配置し、  
面接・相談、職業訓練受講から再就職まで  
マンツーマンで支援

面接相談	3,788回
訪問相談	1,714回
ハローワーク同行	1,034回

平成22年度(22.10~23.3)実績

- ・就労決定191人(うち正社員35人、生活保護から自立26人)
- ・職業訓練受講決定250人

平成23年度目標

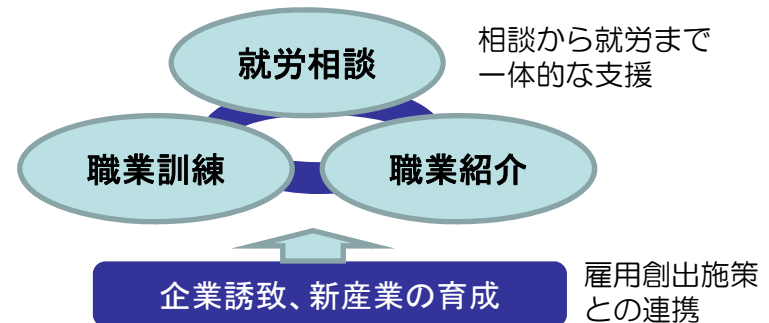
- ・就労決定500人
- ・職業訓練受講決定750人

ハローワークを「総合行政」の県に移管すれば…

就労相談・カウンセリング、就職に必要なスキルアップ・職業訓練、  
職業紹介・就労まで「一貫したマンツーマン支援」が実現

さらに、企業誘致などの雇用創出施策とも連携し、

**就労実績をさらに高めることが可能に！**



# 一体的実施と地方移管の違い

	国と地方の一体的実施	ハローワークの地方移管
サービスの柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業紹介を行う場所や人員等は個別協議により決定（地方の要請を踏まえ、国が判断）</li> </ul> <p><b>【問題点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス水準（窓口の設置場所や職員の数）の決定権は国にあり、地方の希望どおりになるとは限らない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事の判断で、住民が利用しやすい場所に窓口を設置し、きめ細かい職業紹介サービスを実施することができる。</li> </ul> <p>例）福祉窓口や市町村の施設に職業相談窓口を設置 訪問や出張による職業紹介サービスの実施</p>
組織の柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> <li>不況期などサービス需要が急増し、窓口や人員を拡大したい場合、その都度国と協議が必要。</li> </ul> <p><b>【問題点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機動的な対応が難しく、地方の希望どおりの拡充が実現するとは限らない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス需要の増減に応じ、庁内他部局と応援職員を融通することなどにより機動的かつ柔軟な人員配置が可能。</li> <li>サービス時間の延長や土日開庁、窓口の増設、出張サービスの実施などの柔軟な施策を知事の判断でスピーディに実施。</li> </ul>
責任体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>国と地方それぞれが自らの権限・責任の範囲内でサービスを実施。</li> </ul> <p><b>【問題点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス内容が切り替わる都度、担当者が替わり、求職者は一から相談し直さなくてはならない。</li> </ul> <p>(国) (県) (国・県) (県) (国)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談（入口）から就労（出口）まで一貫した責任体制のもとで支援を実施</li> </ul>
相談者の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者に関する情報は、各サービス段階で相談者が申告した情報に限られる。（他の組織が保有する個人情報にはアクセスできない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業相談で得られた情報だけでなく、ケースワーカーが保有する「家庭状況」「健康状況」などの情報も踏まえ、総合的な観点からの的確な就労支援を実施できる。</li> </ul>

## 2. 直轄国道・直轄河川

- **アクション・プランに基づき、一の県内で完結する直轄国道・直轄河川は速やかに移管すべき。**  
(早期に成果を挙げるため、やる気のある自治体から先行移管を認めるなど柔軟な取組を工夫)
- **権限と財源は一体移管が原則。**(地元市町村の懸念は「地方移管で財源不足が生じ整備が遅れるのではないか」)  
**まずはモデル路線を使ったシミュレーションを行い、財源移管の基本ルールを明確にすべき。**

## 3. 共通課題(速やかに地方に移管する事務)

- **府省が提示した事務を移管しても出先機関廃止や地方の自由度向上にはつながらない**

①量的に不十分：出先機関事務全体の2割足らず → 出先機関の廃止には結びつかない

②内容が不十分：提示されている事務の多くは下記に該当し、移管のメリットはほとんどない

i 国に権限を残す「並行権限」を前提としている

経済産業局は9事務中7事務で並行権限を設定。例えば一つの県内で完結するガソリン販売業者への立入検査権限を国にも残している → 事業者の活動範囲に応じて国と地方で明確に役割分担をすべき

ii 地方に移管されていない事務の付随事務のため、実体がない

地方整備局の9事務は全て直轄事業(国道の改築など)に付随する「入札、契約、土地収用」等の事務。直轄事業そのものが移管されない限り、事務移譲の実体がない

- **地方が強く求めている事務を踏まえ、「速やかに移管する事務」を議論すべき**

- ・ 地方が求めているのは、①地方の自由度を高め、②二重行政の解消や出先機関の廃止につながるもの。

(たとえば経済産業局の「中小企業・ベンチャー支援、産学官連携の推進事務」、農政局の「農地転用の許可」など)

→ これらの事務移管を議論の中心に据えて、「速やかに移管する事務」の検討をスタートすべき。

## 4. 広域的実施体制

### ○ 閣議決定の原点に立ち返り、「丸ごと移管」を基本に議論を進めるべき

アクション・プランは「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」と明記。

- ・ 政府は出先機関単位で事務・権限を丸ごと移管する特例制度を検討中(24年通常国会への提出を予定)。しかし、府省は「国全体の財産である国立公園の事務は国が責任を持つべき」などと主張。(→ 国が責任を持ちつつ、運営管理を地方に委ねることは十分可能。)
- ・ 特に東日本大震災発生後は「大規模災害は国の直轄対応が不可欠」という主張が目立つ。(→ 災害時は平時とは異なる連携体制を検討すれば足りる話。そもそも震災対応は地方のほうが迅速。)



改革に反対するための議論ではなく、

「地方にできることは地方に任せる」「出先機関単位で丸ごと移管」を基本に議論を前進させるべき。